

第 25 回「県と市町村との協議の場」について（要旨）

長野県・長野県市長会・長野県町村会

1 日時及び場所

令和 5 年 5 月 25 日（木） 15:15～17:00 県庁西庁舎 3 階 災害対策本部室
（一部出席者は Zoom によるオンライン出席）

2 出席者

県：阿部知事、関副知事、清水企画振興部長、山田県民文化部長、諏訪環境部長、
小林交通政策局長、高橋こども若者局長、滝沢産業労働部次長
市長会：花岡会長（東御市長）、柳田理事（佐久市長）、白鳥理事（伊那市長）
町村会：羽田会長（長和町長）、富井理事（野沢温泉村長）、山村理事（坂城町長）、
下平理事（豊丘村長）

3 内容

(1) 意見交換：長野県における交通キャッシュレス化について【資料 1】

① 県からの説明

- 県民の公共交通の利便性向上の一環として、キャッシュレス化を推進したい。
- 「目指す姿」として「長野県は 1 枚のカードで公共交通機関を利用でき、様々なお店や施設で決済ができる」社会を目指したい。
- 利用者のメリットとしては、「県内だけではなく、全国の鉄道・路線バス・タクシーに現金不要でスムーズに乗ることができる」、「全国のコンビニや各種施設で決済ができる」、「交通ポイントや福祉ポイントでお得に県内路線バスを利用できる」など。
- 交通事業者・市町村のメリットとしては、「正確な乗降データに基づいた路線再編・交通施策の立案ができるようになること」など。
- デメリットとしては、「導入コストが比較的高額であること」。
- 県では独自事業として、地域連携 IC カード導入支援事業（令和 7 年度まで）により、事業費の 3 分の 1 を支援する事業を実施。

② 主な意見交換の内容

- インバウンドの観光客の動き方などを把握でき、各自治体が打つべき手が明確となる期待が大きい（花岡会長）。
- 国・県以外の残り 3 分の 1 の費用負担と、将来的な更新に係る再投資についても、地域全体で検討していく課題ではないか（花岡会長）。
⇒ 特別交付税措置（地方バス路線の運行維持対策経費）の対象となり得ることと、過疎地域においては過疎対策事業債（ソフト分）の対象になり得る（小林交通政策局長）。
- 鉄道や路線バスがない町村では、どのように活用できるのか（羽田会長）。
⇒ デマンドバスに機器を搭載することは可能であり、地域の実情に応じて、導入すべきか御検討いただきたい（小林交通政策局長）。
- しなの鉄道の経営効率化と改善を含めて進めていただきたい（山村理事）。
⇒ しなの鉄道において導入の検討を進めていると聞いており、県としてもこれをバックアップしていきたいと考えている（小林交通政策局長）。

- 特別交付税措置（地方バス路線の運行維持対策経費）と過疎対策事業債（ソフト分）の活用の考え方は（富井理事）。
 - ⇒ 特別交付税の算定対象とした経費については、地方財政措置の重複を避けるため、過疎対策事業債(ソフト分)の対象経費としないよう留意する必要がある。個別の案件については、縣市町村課へ御相談いただきたい(平林市町村課長)。
- 県の地域連携 IC カード導入支援事業が3年間(令和7年度まで)であることについて、期限内に検討した市町村にメリットがあるよう、期限は延長することなく守って欲しい（富井理事）。
 - ⇒ 令和8年度以降、県はやらないという前提なので、市町村長の皆さんにもその認識を持っていただき、令和7年度までに県内のバスはすべて導入する方向性を共有いただきたい（阿部知事）。

③ 確認事項

- 「目指す姿」を実現するため、県と市町村が連携して、交通系 IC カードの導入のための取組を進める。

(2)-1 報告①：県と市町村との人材の共同確保に係る検討状況について【資料2】

① 県からの報告内容

- 前回（第24回）協議の場で設置・検討を確認した「専門職員の確保プロジェクトチーム」について、昨年12月の設置以降、保健師・保育士の2職種について部会を設け、対応策を検討。
- 各部会において「解決したい課題」と「検討を進めた対応策」について意見交換を行い、参加市町村から示された主な課題や対応策について報告。
- 「今後の検討の方向性」として、以下の視点などから課題をさらに深掘りした上で、最適な対応策を引き続き検討していく。
 - ・保健師については、年齢構成などを踏まえた中長期的な展望に基づく計画的な採用や人材育成のあり方
 - ・保育士については、多様化する保育ニーズ等に対応するための、正規・非正規を含めた人材確保のあり方

② 報告に対する主な意見

- 保健師・保育士にかかわらず、専門職について、小さな町村では、定年等による補充が非常に難しい。保健師の場合は高齢化が進んでおりニーズが高い。保育士も様々な課題があり、しっかりとした対応が必要な中で人材が少ない。今後もプロジェクトチームにおいて課題を深掘りし、検討いただきたい（羽田会長）。
- 保育士が地域に残ってもらうために、働きやすい職場・長野県にしていきたいことで、地域での子育てや人口増加にも繋がる可能性があると思う。産・育休の代替の充実が重要。県と市町村で何ができるか詰めていただきたい（花岡会長）。
- 保育士の賃金を上げることが大きな要素と考えるが、一自治体のみで行うとそこに集中し、不協和音が生じる。そういう意味では、県の音頭で冷静に魅力ある職場づくりをしていくことが議論として必要（柳田理事）。
- 特別なケアが必要な子供の対応などで、フルタイムの職員以外の臨時職のニーズがかなりあると思っている。賃金合戦となるよりも、登録型で保育士をキープしておくようなシステムで、地域での解決が必要と考える（山村理事）。

③ 了解事項

- 県と市町村との人材の共同確保に係る検討状況について了承する。

(2)-2 報告②：「県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会」について(中間報告)【資料3】**① 県からの報告内容**

- 前回（第24回）協議の場で、県のパートナーシップ届出制度に対応した市町村の行政サービスについては、足並みをそろえて提供できるように検討してほしいという意見をいただいた。
- 以降、研究会において議論を行い、長野県パートナーシップ届出制度への対応について取りまとめた。
 - ・長野県パートナーシップ届出制度に対応して市町村が共通して提供に向けて取り組む行政サービス等を各市町村において速やかに提供するよう努める。
 - ・県と市町村は長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等を提供するに当たり、住民、事業者及び職員が同制度や性の多様性への理解を深めるための周知、啓発等に取り組む。また、県は市町村の周知、啓発等の取組を支援する。
- 性的マイノリティの方をはじめ、多様な県民が互いの違いを認め合い、共に支え合って暮らすことができる社会の実現に向けて、当該パートナーシップ制度がよりよい制度となるよう市町村と連携して取り組んでまいりたい。

② 主な意見

- パートナーシップ制度について、特に小さい市町村では、県が窓口となり、各市町村で対応できることは対応するというシステムが望ましいと思っていたので、この方法を充実させていくことがよいと考えている（花岡会長）。

③ 了解事項

- 「県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会」において取りまとめた内容について了承する。

(3)-1 その他①：価格高騰対策など生活者・事業者支援の検討・実施状況について【資料4】**① 県からの説明内容**

- 原油や原材料価格の高騰に対応するため、県では昨年度から補正予算、当初予算により支援を講じてきたが、支援を切れ目なく実施するため、6月県議会定例会に向け、追加的な対策を全庁あげて検討しているところ。
- 5月19日には「住民税所得割非課税世帯への給付金」「LP ガス料金の負担軽減」「特別高圧で受電する中小企業等への支援」について市町村あて御連絡したほか、資料には現在県で実施中の事業や、6月補正で検討中の項目をお示しした。
- 6月補正の項目については詳細が固まり次第速やかに情報提供したい。
- 情報を共有させていただくので、市町村における事業構築の参考としていただきたい。

(3)-2 その他②：少子化・人口減少対策戦略検討会議について【資料5】**① 県からの説明**

- 国では次元の異なる少子化対策の実現に向け、こども未来戦略会議等で議論が進められているが、県においても、市町村や関係する皆様と連携して、少子化・人口減少対策について更なる議論が必要と考えており、「少子化・人口減少対策戦略検討会議」を設置予定。
- 出生数を増加させる、人口減少の抑制を図る緩和策、それから、人口減少に対応した社会づくりという適応策の両面からテーマを設定して幅広く議論をしたい。
- メンバーには、市長会、町村会に参画をいただき、議論をしてまいりたいので御協力をお願いしたい。

(3)-3 その他③：信州学び円卓会議（仮称）について【資料6】**① 県からの説明**

- 「個別最適な学びへの転換」の実現に向けて、県・市町村や教育委員会などの行政だけでなく、様々な関係者の皆様との対話や、連携した取組が必要。このため幅広い関係者が議論を重ね取りまとめを行いながら、それぞれの主体の取組へとつなげていくことを目指して、「信州学び円卓会議（仮称）」を設置予定。
- テーマについて、子供たちにとっての学びの選択肢を充実していくことや、個別最適な学びを実現していくためには何が必要なのか、そのために必要な仕組みや制度、また教職員等の Well-being などを含めて幅広く検討したい。
- メンバーには、県内の学校関係者、教育実践者、市町村、市町村教育委員会や有識者などを想定しており、今後市町村長にも個別にお願いをしてみたいので、御協力をお願いしたい。

(3)-4 その他④：地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する条例の検討状況について【資料7】**① 県からの説明**

- 県では地上設置型の太陽光発電が地域に安心して受け入れられ、再エネの普及拡大に資するものとなるよう条例の制定に向けて検討を進めているところ。
- 専門委員会（市町村代表者と外部有識者から構成）の議論や検討状況について御報告。
- 引き続き、専門委員会で議論を重ね、来月にはパブリックコメント、7月下旬には環境審議会から答申をいただき、9月県議会に条例案を提出予定。
- 既に30の市町村で独自の条例が制定されていることから、市町村条例と相互に補完する形で地域に資する太陽光発電事業の普及が進むよう制度設計を進めていくので、御理解、御協力をお願いしたい。